

公益財団法人かがわ産業支援財団競争的資金等取扱要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）の地域共同研究部において、交付者の規定によりその資金を財団に予算に計上することができない競争的資金等の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）その他関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(競争的資金等)

第2条 地域共同研究部に所属する職員（以下「職員」という。）が活用できる競争的資金等は、次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

- (1) 科学研究費補助金
- (2) 前号に掲げるもののほか、活用することが適当と認められる公募型の研究資金

(法令等の順守)

第3条 職員は、競争的資金等の取扱いに関して、財団理事長（以下「理事長」という。）の指揮命令の下、適化法その他の法令等を遵守するとともに、適正な業務遂行をしなければならない。

(応募)

第4条 職員は、職務に関連する研究課題について競争的資金等に研究代表者として応募しようとするとき又は研究分担者若しくは連携研究者として参画しようとする場合は、事前に競争的資金等応募（参画）承認申請書（様式第1号）について地域共同研究部長を通じて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項による承認申請を受けた理事長は、当該応募内容が財団の策に照らして適当な研究である場合は職務として実施することを承認するものとする。

(補助金の取扱い)

第5条 交付を受けた競争的資金等は、財団内において処理するものとする。

- 2 前項により機関管理を行う研究機関は、職員が競争的資金等を活用した研究に専念できるよう、職員に代わり競争的資金等の諸手続きに係る経理事務を行うものとし、経理事務を担当する職員は当該事務をその職務として所掌するものとする。

(研究成果の取扱い)

第6条 職員が競争的資金等により得た研究成果である知的財産権は当該職員に帰属し、その取扱いは、職員の職務発明に関する要綱（平成17年4月1日から施行、以下「職務発明要綱」という。）に従うものとする。

- 2 理事長は、第4条第2項の規定により当該研究を職務として実施するかどうかを決定する際に、当該知的財産権について、当該職員が相応の権利の帰属を主張しうる措置（共同研究契約の締結、覚書等）が取られているかどうかの確認を行うものとする。
- 3 地域共同研究部長は、第4条第1項の規定により競争的資金等に応募（参画）させるときは、知的財産権の取扱いについて、当該職員から同意書（様式第2号）を徴し、職務発明要綱に従う旨の同意を得るものとする。

（報告）

第7条 職員は、競争的資金等の規定に従って研究成果報告書を作成し、当該報告書の写しを所属する地域共同研究部長に提出するものとする。

- 2 地域共同研究部長は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを理事長に提出するものとする。

（不正防止対策）

第8条 競争的資金等に係る不正の未然防止を図るため、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日付け 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日付け 文部科学大臣決定）等に基づき、必要な体制整備を行うこととし、理事長は必要な事項を別途定めるものとする。

（関係書類の保存）

第9条 競争的資金等に係る次の書類は、特に定めるもののほか、交付を受けた年度の終了後5年間、公益財団法人かがわ産業支援財団文書取扱規程（昭和60年4月25日施行）により保存するものとする。

- (1) 交付者に提出した書類の写し
- (2) 交付者から送付された書類
- (3) 収支簿、預金通帳その他当該競争的資金等の収支関係を明らかにした証拠書類

（内部監査の実施）

第10条 競争的資金等の適正な運営・管理を目的として、内部監査を実施する。

- 2 内部監査の実施について必要な事項は、理事長が別途定めるものとする。
- 3 理事長は、地域共同研究部に対し、競争的資金等の使用状況、管理・監督の実施状況を把握するため、検査を行う。

（その他）

第11条 競争的資金等の経理管理に係る事務は、財務規程、財務等取扱要領等によるものとする。

- 2 理事長は、「競争的資金等取扱要領」、「競争的資金等の不正防止計画」、「競争的資金等に係

る内部監査実施要領」及び「競争的資金等の使用に関する行動規範」を定めるものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関して必要な事項は、地域共同研究部長等が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

競争的資金等応募（参画）承認申請書

年 月 日

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長 殿

応募（参画）者（研究代表者）

所 属

職・氏名

㊞

この度、次の課題で応募・参画することとしましたので、「公益財団法人かがわ産業支援財団科学研究費補助金等競争的資金等取扱要綱」第4条第1項の規定に基づき関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 課 題 名 :
- 2 交 付 者 :
- 3 制 度 名 :
- 4 参画区分 :
- 5 添付書類 :

様式第2号（第6条関係）

同意書

年 月 日

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長 殿

応募（参画）者（研究代表者）
所 属
職・氏名

㊟

この度、次の課題で応募・参画するにあたり、「公益財団法人かがわ産業支援財団競争的資金等取扱要綱」第6条第3項の規定に基づき、次の事項について同意します。

記

- 1 課題名：
- 2 交付者：
- 3 制度名：
- 4 同意事項

（1）本研究により得られた知的財産権の取り扱いは、「職員の職務発明に関する要綱」に従うこと。